今井南町自治会

自主防災組織運営の手引き（最終案）

今井南町自治会

令和６年６月

目　　次

１　地域防災拠点と自主防災組織の運営　３

２　自主防災組織の役割　５

３　自主防災組織の平常時と災害時の活動について　６

４　自主防災組織の災害時の避難場所など　６

５　災害時の自主防災組織の役割（救出・救護活動を中心に）　８

６　在宅避難者支援　１２

７　自主防災組織が実施・参加する防災訓練　１３

８　自主防災組織の災害時の備蓄等　１３

９　各家庭での備え（自助）の啓発・支援　１４

１０　地震発生時の初期行動のフローチャート（参考）　１７

１１　今井南町自主防災組織の各班の活動　１８

今井南町　自主防災組織表（別紙）

1　地域防災拠点と自主防災組織の運営

今井南町および今井仲町の地域防災拠点は、今井中学校（今井中学校区）です。今井中学校区には、今井小学校（拠点内避難所）と住吉小学校（拠点内避難所）が含まれます。各学校には避難所運営会議が組織されており、各避難所運営会議の代表者で構成され、協議、情報交換を行う「防災ネットワーク連絡会議」が組織されています。

地域防災拠点の役割は、以下のとおりです。

・避難受入れと保護
・避難物資の備蓄
・応急医療救護
・情報の収集と伝達　ほか

避難所（地域防災拠点）は、避難所運営会議と防災ネットワーク連絡会議で運営されています。

避難所は、原則的に区本部長が開設しますが、事態が急を要する場合には、今井中学校長や避難所運営会議の判断で開設することもできます。

避難所運営会議は、自主防災組織を中心に施設管理者（学校長）、PTA 等で構成され、①避難所運営班の名簿作成・更新、②避難所運営上の課題に関する話し合い、「避難所運営マニュアル」の見直し、③避難所訓練の内容の話し合い等を行います。

【活動や連携のイメージ】

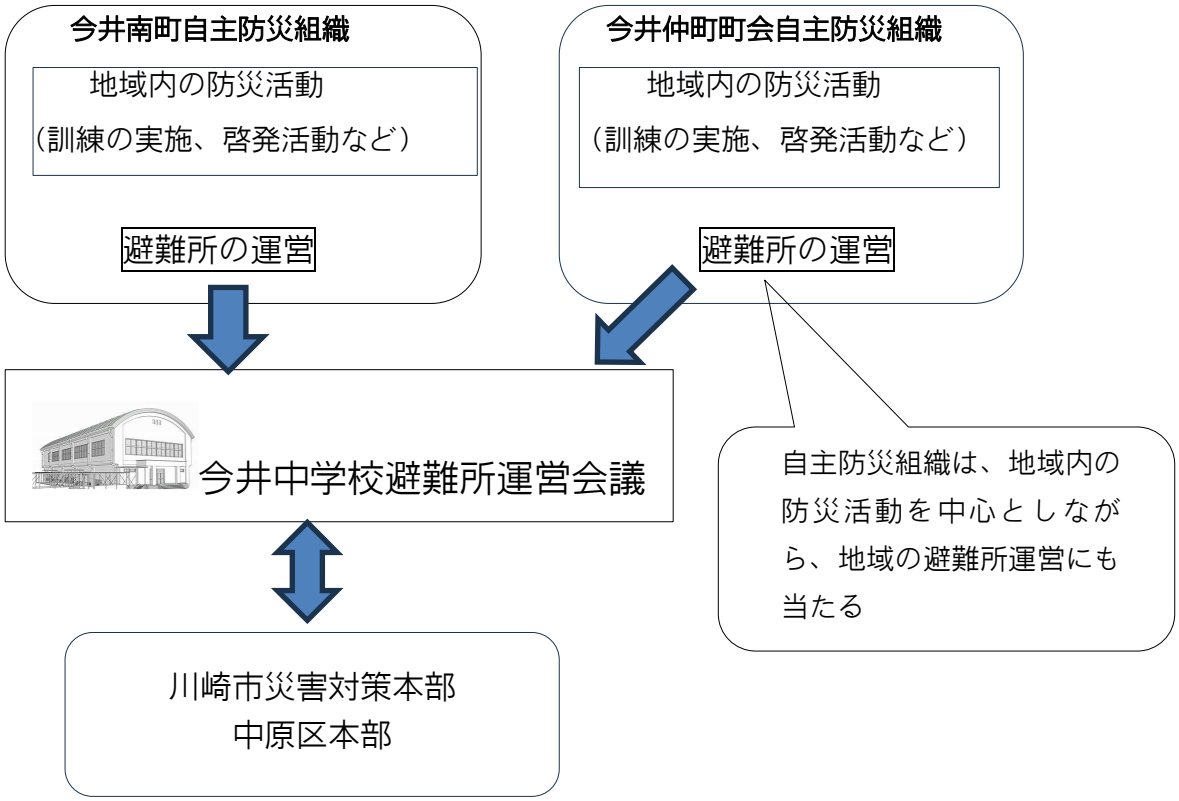

（参考）自主防災組織の役割について

日頃からの災害への備えに加えて、特に災害発生直後にはさまざまな活動が必要です。自主防災組織には、情報連絡・避難誘導・救出救護・初期消火・給食給水など、地域を守るための役割があります。

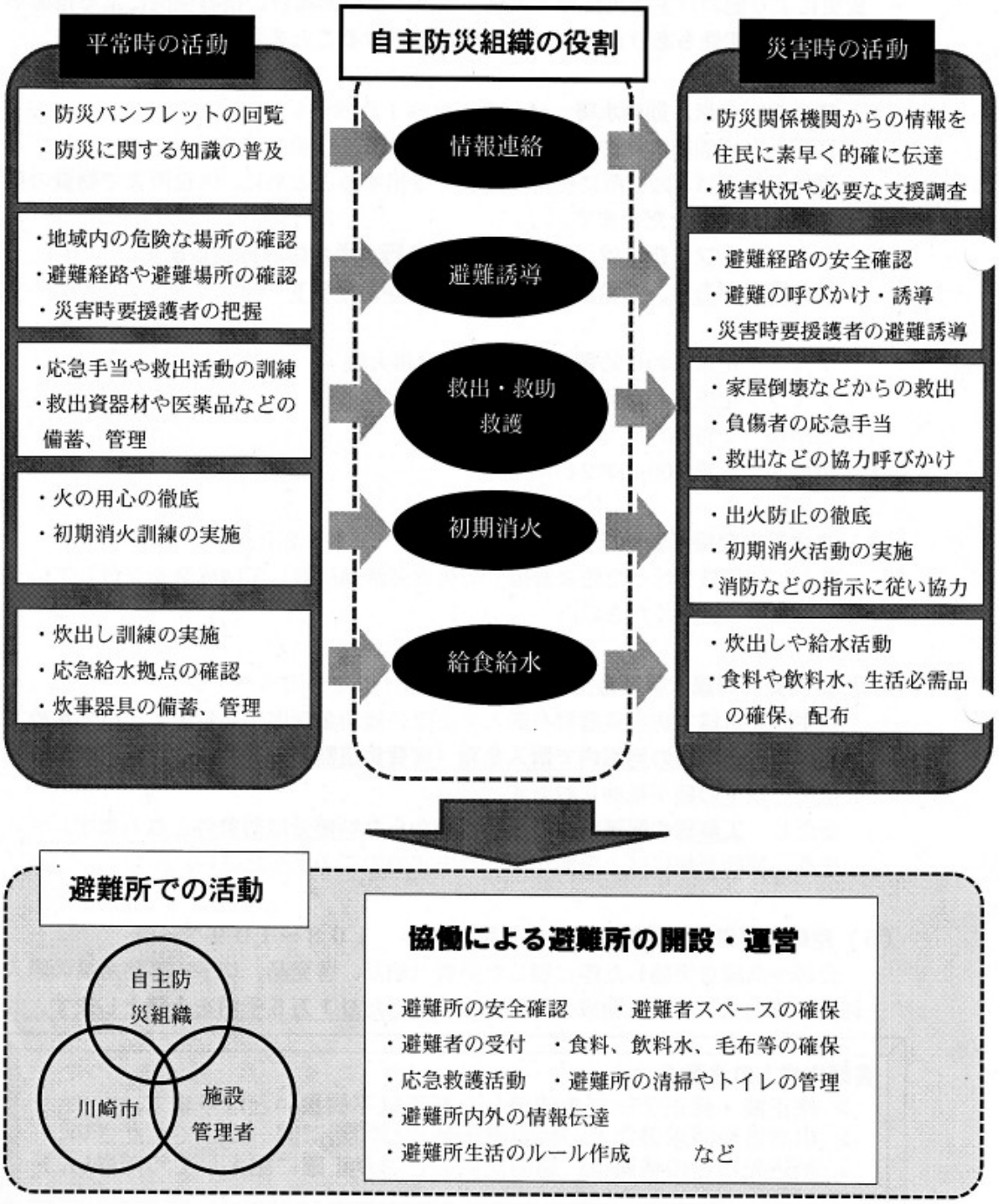

２　自主防災組織の役割

《役割その１》

今井南町の自主防災組織メンバーは、震度５強以上の地震が発生した場合、自分自身や家族の安全、家屋の状況、隣近所の住民の生命、火の元等を確認したうえで、自治会事務所（今井南町 19 番 26 号）に集合します。

《役割その２》

自治会事務所に集合できた自主防災組織のメンバーで、被害状況、火災発生の危険度、人命の危険度等の情報を交換します。更に状況把握が必要な場合は、集まったメンバーで現地調査を行うようにします。

《役割その３》

自治会事務所の安全が確認できたら、鍵の管理者が事務所の開錠を行い、暫定的に「災害本部」を開設します。

① 災害本部の本部長は、自治会長が務め、全体の統括に当たる。

② 災害本部副本部長は、自主防災組織代表（防災・防犯部長）が務め、本部長を補佐する。本部長不在の時は、その代行を務める。

③ 自治会副会長は、自主防災組織代表とともに副本部長として代行を務める。自主防災組織の班員は、状況に応じて支援する。

④ 町の災害状況を確認し、災害本部開設の継続の有無を判断する。被害が軽微、かつ地震が沈静化した場合には、本部長は状況を確認して本部を解散する。

⑤ 町の被害が甚大な場合は、災害本部を正規に開設し、以下の活動に着手する。

・南町の被害状況を把握し、救命救護活動、初期消火活動等を検討する。

・地域防災拠点である今井中学校避難所開設の準備のため、２名以上を派遣する。

⑥ 災害本部は、参集できた自主防災組織メンバーの人数に応じて、災害本部長の指示により、流動的な班体制を編成する。副本部長はそのフォローを行う。

⑦ 災害本部開設後は、次の防災担当と連携し、避難所開設への対応を継続的に行う。

・中原区役所

・今井中学校

・今井仲町町会

【検討】　自主防災組織と地域防災拠点運営委員である「今井中学校避難所運営委員」は別組織です。中原区では、今井南町及び今井仲町の緊急時避難所として、川崎市立今井中学校を指定し、被災した住民の避難生活の場所となるほか、在宅避難者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護の拠点、資器材・食料等の備蓄機能を備えた拠点として整備されています。

今井中学校避難所運営委員は、地域防災拠点の開設・運営等を中心的に行います。震災時には、自主防災組織と今井中学校避難所運営委員は同時期に活動することが予想されることから、自主防災組織の班員を決める場合は、兼務しない方がそれぞれの活動がしやすいメリットがあると思われます。しかしながら、中原区自主防災組織連絡協議会や中原区町内会連絡協議会では、自主防災組織と今井中学校避難所運営委員とを分けずに活動するよう奨励しています。

３　自主防災組織の平常時と災害時の活動について（4 ページの参考図を参照）

４　自主防災組織の災害時の避難場所など

『いっとき（一時）避難場所』・・（例）自治会事務所、四季の広場公園、空き地など

震災時避難場所（地域防災拠点）や広域避難場所へ避難する前に、一時避難して建物や友人・知人の安全を確認したり市の防災気象情報を調べます。

川崎市では、地震だけではなく、災害に関する様々な防災気象情報を発信しています。市の「かわさき防災アプリ」をスマホにダウンロードしておきましょう。

自治会事務所は、安全が確認された時には暫定的に災害本部を開設する場所となります。震度５強以上の地震が発生した場合、各家庭の玄関に安否確認カード（無事ですカード）を掲出しているかを確認、避難状況、安否の確認等を行う場所となります。しかし、自治会事務所は昭和４６年９月に建てられた木造 2 階建ての住宅で、耐震対策も十分ではないため、倒壊の恐れもあります。早めに別のいっとき避難場所を確保しておく必要があります。

『地域防災拠点（震災時避難場所）』・・前述したとおり、今井南町の避難所は今井中学校です。自宅が倒壊または倒壊の恐れがある、もしくは断水し

ている場合に、非常持ち出し品を持って避難生活等を行う場所です。地域防災拠点は、震度5強以上で開設されます。

地域防災拠点は、情報の受伝達、防災資器材・食糧の備蓄などの機能を備え、地域の自主防災組織と避難所開設運営委員により運営されます。

日ごろから、地域防災拠点までの安全な避難経路を確認し、ブロック塀などの倒壊する恐れのある場所は、自主防災組織の「避難誘導班」が危険地点を紙に書き出して、災害本部に貼り出すなどの対応を取りましょう。また、スマホの地図アプリ等を利用して、危険地点をピン留するなどして、自主防災組織の皆さんと情報連絡を取りましょう。

平常時には、地域防災拠点で行われる防災訓練や防災講習会には積極的に参加し、災害時の情報や技術を入手するようにしましょう。

『広域避難場所』・・・・・中原区の広域避難場所は、多摩川緑地、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター（井田 3-16-1）の4か所です。

避難している地域防災拠点や拠点内避難所の小・中学校、公園、空き地等が周辺の大火災で延焼する恐れがある時は、広域避難場所に避難します。

『応急給水拠点』・・・・・・川崎市上下水道局では、中原区内44か所に空気弁や貯水槽・貯留管などを利用した、応急給水拠点および開設不要型応急給水拠点を設置しています。

今井南町の周辺には、①木月住吉町（独立行政法人労働者健康安全機構前）、②中原平和公園、③今井仲町（今井中学校西側）、④今井中学校（地域防災拠点・既設水栓型）、⑤東住吉小学校（既設水栓型）、⑥今井小学校（拠点内避難所・既設水栓型）、⑦住吉中学校（既設水栓型）、⑧住吉小学校（拠点内避難所・既設水栓型）に設置されています。

中原区の応急給水拠点マップおよび説明は、川崎市上下水道局：災害時応急給水拠点（city.kawasaki.jp)を参照。問合せ先は、川崎市上下水道局水道部水道管路課　電話：044-200-3159です。

5　災害時の自主防災組織の役割（救出・救護活動を中心に）

（1）災害時の安否確認の要領

地域住民の安否を確認し、震災による家具転倒による挟まれ、ドア等が変形し居室内に閉じ込められてしまっている等、家の中で動けない状態になっていないかを地域ぐるみで確認するようにします。そのためには、地区委員・班長の協力が不可欠です。

事前準備

①　住民の名簿を作成

・ 今井南町 13 地区の班ごとの名簿を作る（自治会「会員名簿」を活用する）。

・ 作成した名簿は、「取扱注意」のラベルを付けて、自治会事務所に保管します。
※住民の転入転出があった場合には、名簿を更新します。

②　災害時要援護者名簿について

・ 市の災害時要援護者避難支援制度への登録があった場合は、地域への情報提供に同意された災害時要援護者の方から市に名簿登録の申込みをして頂き、その後、支援組織である自主防災組織等へ名簿や個票等が提供されます。名簿を受領した自主防災組織は、後に訪問者や訪問日を調整の上、要援護者（もしくは親族等）を訪問します。「要援護者本人の防災対策」を説明して頂き、また「いつどのような支援が必要か」等の聞き取りを行います。訪問が行われた後は、面談内容を「要援護者・個別状況一覧表」（次ページ図参照）に記入し、区危機管理担当に提出します。

・ 災害時要援護者を訪問する際の支援者（複数での訪問がベスト。自主防災組織、民生委員児童委員等）の組み合わせを事前に行っておきます。震度 5 以上の地震等があった場合に、訪問して声掛けを行う等のルールを支援者と災害時要援護者との間で予め共有できるようにしましょう。

・ ①と②の名簿は別々に作らず、「会員名簿」に集約します。作成した名簿は、自治会事務所で厳重に保管し、１年ごとに名簿の確認をし、追加・削除等の作業を行います。また、災害時要援護者と支援者の組み合わせを確認または必要に応じて再編成します。

要援護者･個別状況一覧表（組織内の要援護者を全て訪問した後に御提出ください）

記入者：組織名＿＿＿

発災時（訓練時）

〈安否確認〉

・ 各戸は、震度 5 以上の地震があった場合は安否確認カード（無事ですカード）を玄関やベランダなどに掲出してもらい、建物が倒壊等の恐れがあるときは、いっとき避難場所（自治会事務所等）に緊急避難します。

※自宅が安全な状態で、避難の必要なしと判断した場合は、安否確認カード（無事ですカード）を玄関やベランダなどに掲出し、自宅で様子をみます。避難物資の配給を受けたい人は、在宅避難してる旨を地域防災拠点（今井中学校）に知らせます。

・ 地区委員と班長は、あらかじめ振り分けた担当地区の安否確認カード（無事ですカード）の掲出状況を確認します。

・ 安否確認カード（無事ですカード）の掲出が無い世帯があれば訪問し、安否の確認を行い、無事なことが確認できたら安否確認カードを掲出してもらい、安否の確認が取れなかった世帯は記録しておきましょう。

・ いっとき避難場所で、未確認世帯の情報を集約します。

・ 災害時要援護者等で事前に訪問して声掛けを行うことを決めている場合は、訪問して声掛けを行います。

・ 安否確認が取れなかった世帯については、時間をおいて再度確認を行いましょう。

※ 『災害時要援護者名簿』等で、自身で避難することが困難なお宅を事前に把握している場合は、安否確認カード（無事ですカード）の掲出がなく、かつ、呼びかけにも応答がない状況であれば、区役所や警察等に相談しましょう。

・災害時要援護者訪問マニュアルや避難支援制度ついては、次のサイトを参照。
https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000130726.html

【イメージ図】

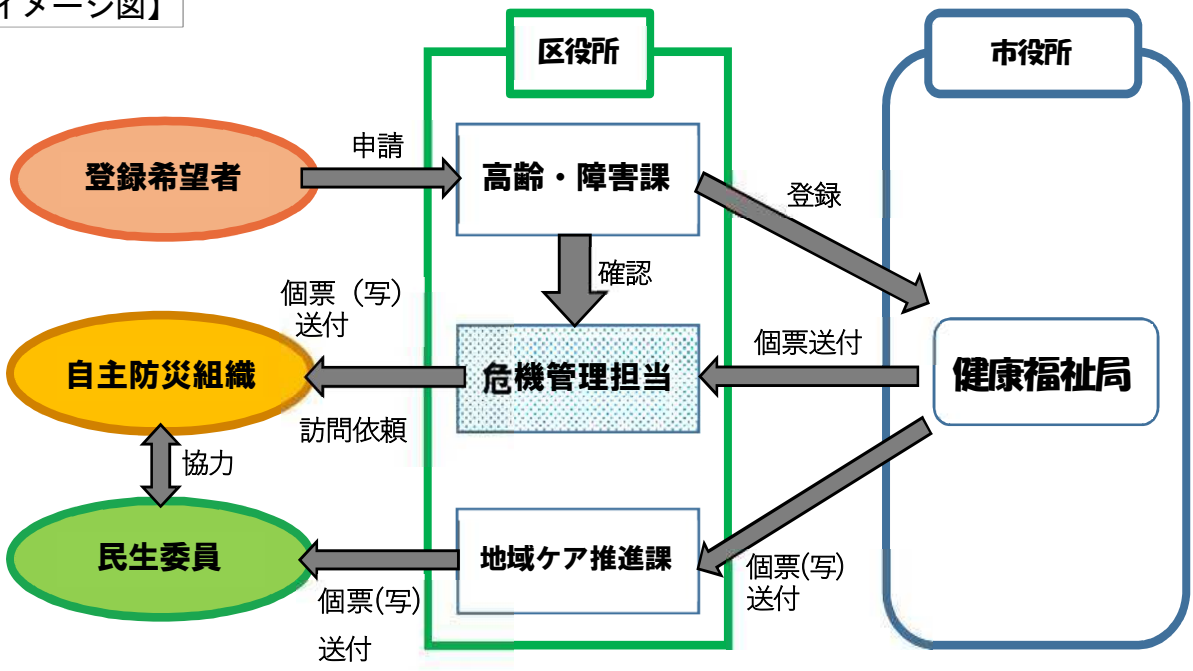

① 登録を希望する方が区役所に申請（代理者による申請も可）

② 申請内容を確認・登録

③ 登録内容を元に市役所が申請者の個票を作成、区役所へ原本と写しを送付

④ 区役所は自主防災組織や民生委員に個票（写）を送付、新規登録者への初回訪問を依頼（廃止者が出た場合は、自主防災組織に該当の方の個票（写）の返却を依頼）

⑤ 日ごろの訪問活動や個票（写）で得た情報を活用し、登録者の状況を把握する

⑥ 災害発生時、※可能な限り、逃げ遅れを防ぐための手助けを行う

【検討】　「無事ですカード」（安否確認カード）は、自治会でもコロナ前に木月一丁目町会の内田会長と相談して作成しました。令和５年の中原区総合防災訓練では専用ブースを設けてアピールしました。しかし、時間と共に破損・紛失も進んでいることから、木月一丁目町会では、令和６年に自治会活動応援補助金を利用して「無事ですカード」3,000 枚作り直したそうです。当自治会でも補助金を利用して、造り直すことを検討しましょう。

【無事ですカードの例】

（2） 救出救護・初期消火活動

大地震が発生した場合、公的機関（消防・警察）の救助隊だけでは十分な対応は難しく、地域内での助け合いが重要となります。

家が倒壊し、中に住民が取り残されている場合は、自治会事務所内にある工具・資機材等を利用して救助活動を行います。しかし、自治会には防災倉庫を設置する場所がなく、防災資器材が乏しいので、今後は川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度を活用して、必要な資機材を備えることを検討することとし、急を要する救助活動の場合は、今井仲町町会の自主防災組織に声掛けして、必要な器材を借りるなどの協力を日頃より要請しておきましょう。

6　在宅避難者支援

避難する必要がなく、家で避難生活を送ることのできる世帯については、ライフラインや物流が復旧するまでの間、自治会として可能な支援を行いましょう。

① 地域防災拠点等からの情報（物資、ライフライン等の状況）を自治会事務所や掲示板に掲示する。

② 自治会で炊き出し等を行う。その際、場所や時間等の周知は、掲示板やスピーカー登載車等で行う。

③ 災害時要援護者名簿に記載されている家への巡回パトロールを行う。事前に決めた

要援護者と支援者の組み合わせに基づいて、一日１回程度の声掛けを実施する。

④ その他必要事項についての支援

各世帯において支援が必要なことが発生した場合の連絡方法は、いっとき避難場所に出向くか、LINE や自治会専用携帯で行うことを周知しておく。可能な範囲での支援にとどめる。

7　自主防災組織が実施・参加する防災訓練

自主防災組織が実施・参加する防災訓練は、以下の二つとする。

① 安否確認訓練・消火訓練・AED 講習会・防災講習会等　　例年 2 回程度

② 地域防災拠点訓練（今井中学校避難所運営会議・訓練）　例年３～４回程度

8　自主防災組織の災害時の備蓄等

自主防災組織として、今後、購入を検討すべき資機材等は次の一覧のとおり。事務所に備わっている物置の利用、駐車スペースを利用して軽微な防災倉庫を設けること等の検討が必要です。

＜倉庫内備蓄品一覧（案）＞

品目	数量	品目	数量	品目	数量
ヘルメット	30	発電機	1	テント	2
軍手	100	コードリール	1	ハンドマイク	2
スコップ	10	投光器	1	ブルーシート	4
バール	4	LED ランタン	20	毛布	10
のこぎり	4	担架	1	薪かまど	2
ロープ	1	折り畳み式リヤカー	1	水（ペットボトル 500mℓ）	50

防災資器材の購入には、《川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度》が利用できます。補助の対象となる市の自主防災組織は、自主防災組織が結成されていて、区役所に自主防災組織結成届出書を提出している自主防災組織に限られます。今井南町は、補助金の交付対象となっています。補助金額及び限度額は、以下のとおり。

防災資器材の購入に要する費用のうち、2 分の 1 を上限として補助。ただし、100 円未満については切り捨て。

例）12,340 円（購入額）÷2（補助割合）＝6,170 円（70 円切り捨て）⇒6,100 円（補助金額）

補助の限度額は、次の（ア）と（イ）の合計額。

（ア）組織割（1 自主防災組織につき）300,000 円

（イ）世帯割（組織を構成する 1 世帯につき）600 円

例）550 世帯の自主防災組織の場合

300,000 円（組織割）＋（550 世帯×600 円（世帯割））＝630,000 円（補助限度額）

《川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度》のサイト

https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000017716.html

補助の対象となる品目、補助金額及び限度額、補助金の交付申請手続きについても、上記サイトを参照。

9　各家庭での備え（自助）の啓発・支援

地震が発生した場合に備えて、家の倒壊等の理由で家での生活ができなくなった方が安心して避難生活を送れるよう、地域防災拠点には物資が備蓄されていますが、地域の全員が避難できるスペースと物資が確保されている訳ではありません。また、過去の災害においても、体育館等のプライバシーのない空間での集団生活でストレスや環境悪化により体調を崩す等の健康被害が多く発生しています。したがって、各世帯で自宅で住み続けることができる対策を充足させることが最も重要です。

各世帯に対し、家庭内備蓄や家具転倒防止等の啓発を行い、各世帯単位の地震対策を万全にしていくことこそが地域全体の防災力強化につながります。

＜推奨される備え＞

大地震発生時に家具等の下敷きから身を守る圧死対策（家具転倒防止）

震度 5 弱の地震で不安定な家具・置物が倒れることがあるといわれています。

背の高い家具が倒れたり、食器棚等の収納物が落ちて茶碗やガラス製品が割れるなどの危険が生じるないように、家具や食器棚には転倒防止器具を取り付けましょう。特に、寝室には背の高い家具は置かないようにしましょう。置く必要がある場合には、寝具等の位置と家具の向き（倒れやすい方向等）を考えて配置し、かつ、転倒防止器具を取り付けるようにしましょう。

地震関連火災から自宅を守る通電火災対策（感震ブレーカー）

感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知して、自動的に電気を遮断するもので、地震により倒れた電熱機器による出火等を防ぎます。

感震ブレーカーは、①分電盤タイプ、②コンセントタイプ、③簡易タイプの 3 タイプ。

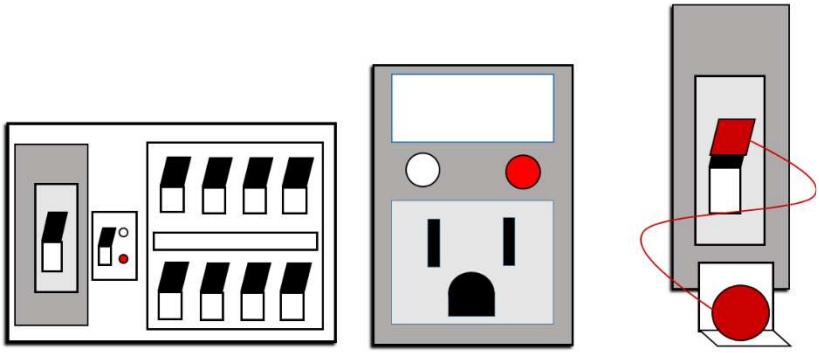

分電盤タイプ　　コンセントタイプ　　簡易タイプ

阪神淡路大震災での火災原因の６割以上（原因不明分を除く）が、電気に関係するものとされています。感震ブレーカーは、避難時にブレーカーの切り忘れを防止し、通電火災を防ぐ有効な対策です。主な感震ブレーカー取扱会社は、以下のとおり。

オムロン、日東工業、テンパール工業、パナソニック、エスコ、音羽電機工業ほか

ライフライン停止に備えた備蓄対策（食料・トイレパック等）

地震発生後には物流が一定期間停止する恐れがあるため、水、食料が思うように手に入らないことが予想されます。災害時には、１人当たり最低３日分の備蓄が必要です（水は 1 日３リットル、３日分で９リットルが目安）。

またトイレは、下水管が壊れた場合等には水洗が使用不可となる場合があるので、既存のトイレに取り付けられる簡易トイレを備えること重要となります。簡易トイレは「1 日 5 回×1 週間×家族の人数分」を準備するようにしましょう。災害本部の自治会事務所には、数日分のトイレ用品の他に女性の意見を聞いて生理用品等を備えておきましょう。

非常持ち出し品の備え

自宅での生活が困難になった場合に備え、すぐに身支度を済ませ、避難に必要なものを持ち出せるよう日ごろから防災バッグ等に以下のような非常持ち出し品をまとめておくことが重要です。

＜非常持ち出し品の例＞

飲料水	簡易な食料	タオル、ティッシュ
ライト	着替え	マスク
雨具	軍手	ビニール袋
携帯電話充電器	現金（小銭）	ガーゼ、絆創膏

健康保険証（写し）か マイナンバーカード	常備薬、お薬手帳	その他､個人で必要なもの

その他、災害時に役立つ備蓄（例）

・カセットガスコンロ、カセットボンベ
・LED ランタン（手動発電・長寿命電池のもの）
・ラップ・アルミホイル
・体拭きシート（大判タイプ）
・水が不要な液体ハミガキ
・水が不要なシャンプー

１０　地震発生時の初期行動のフローチャート（参考）

避難所、避難場所への避難は、災害の状況により対応が異なります。

避難の順序について、以下のフローを参考にしてください。

【東京都防災ホームページから引用】

１１　今井南町自主防災組織の各班の活動

（１）今井南町自主防災組織は、すべての自治会役員で運営する。
（２）災害時の活動に備えて、情報連絡、避難誘導、救出救護、初期消火、給食給水など住民を守るための役割に合わせ、班を組織する。

◎自主防災組織と地区防災拠点（今井中学校）の班活動への対応
・避難所が正規に開設された場合は、自主防災組織のメンバーは地域防災拠点の今井中学校避難所運営会議の組織に移行します。

区　分	平常時と災害時の活動	地域防災拠点（今井中学校）への移行
本部・総務班	★平常時 初期消火訓練　ほか ★災害時 ①自治会事務所に災害本部開設 ②本部に防火、救護、避難等の情報を集約し、対策・処置を検討する	◎注意点 　自主防災組織の班構成及び班員は、今井中学校避難所運営会議委員・班名簿と異なる場合があります。 　避難所が正規に開設された際には、今井中学校避難所運営会議班構成名簿に従って、それぞれの所属する班で行動してください。
情報班	★平常時 ①危険箇所の調査 ②災害時の備えの啓蒙活動 ★災害時 ①町の情報収集に当たる。災害現場を確認した者は、情報を災害本部に戻って報告する。 ②市、区の災害情報、ラジオ放送等の情報も活用し、情報収集に努める。	❖本部・総務班→総務班 ❖情報班→情報広報班 ❖救出救護班→救護班 ❖給食給水班→食料物資班 ❖避難誘導班→環境衛生班 ❖ペット防災班→総務班 ❖防火班→ボランティア一時避難者対策班
救出救護班	★平常時 ①救急用品の設置と補充 ②ADE、三角巾等の応急手当の習得（消防	

	団から講習を受ける） ★災害時 ①避難誘導班と連携し、負傷者を安全な場所に運び、応急手当をする。 ②災害時要援護者の名簿を確認して、要援護者や高齢者の安否確認を行う。	
給食給水班	★平常時 各家庭での飲料水、食料等の常備の呼び掛け（水は１日２リットル（１人分を３日分、食料はカップ麺、かんぱん、お菓子、餅等）、 ★災害時 ①飲料水や食料の確保 ②今井中学校から備蓄物の調達	
避難誘導班	★平常時 ①要援護者のリストアップ ②「無事です」シールの配布と使用法の説明 ③災害時要援護者の把握 ④避難ルートマップの作成 ⑤避難ルートや避難所の安全確認 ★災害時 ①避難ルートの指示、誘導員の配置、要援護者の避難誘導、安否確認 ②災害後の見回り	
ペット防災班	★平常時 ペットの飼い主への防災活動への協力要請を行う。 ★災害時 地域防災拠点（今井中学校）でペット同	

防火班	伴の避難者への注意喚起、避難スペースへの誘導等を行う。 ★平常時 ①消火器の使用法の訓練（消防署に依頼） ②防災器具の補充と保管 ③防災（防火）対策、知識の蓄積 ④消防署及び消防団との協力に関すること ★災害時 ①火災が生じた際には、中原消防署住吉分団の協力のもと初期消火活動に当たる。 ②建物倒壊時には、安否確認、救助等に当たる。	

今井南町自治会　自主防災組織表

（別紙参照）